

商品概要説明書

J A 営農支援資金（愛称：営農たすかるくん）

（平成 29 年 4 月 3 日現在）

商品名	J A 営農支援資金（愛称：営農たすかるくん）
ご利用いただける方	<p>【個人】（以下の条件をすべて満たす方とします）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ J A の組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ○ お借入時の年齢が満 18 歳以上の方。 ※ 20 歳未満の方がお借入される場合、連帯保証人を設定させていただくことがあります。 ○ 原則として、本ローンのお借入金を J A から販売業者に全額振込が可能である方。 ○ J A が指定する保証機関（広島県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。 ○ その他 J A が定める条件を満たしている方。 <p>【法人・任意団体等】（以下の条件をすべて満たす組織とします。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ J A の組合員であり、農業を営んでいる組織または農業に従事している組織。 ○ 原則として、本ローンのお借入金を J A から販売業者に全額振込が可能である組織。 ○ J A が指定する保証機関（広島県農業信用基金協会）の保証が受けられる組織。 ○ その他 J A が定める条件を満たしている組織。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営に必要な資金が対象となります。 <p>【農業経営に必要な資金の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農地取得資金。 ② 農業経営に必要な施設、機械取得資金（中古機械、軽トラック、農産物加工機械・施設、農業法人事務所等含む）。 ③ 果樹植栽資金。 ④ 家畜導入資金。 ⑤ 運転資金（個人または法人のみ）。 ⑥ 他金融機関の農機具ローン等のお借換資金。 ⑦ 貸付対象事業に関する諸費用等。
借入金額	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1,800 万円（うち運転資金 500 万円）以内かつ、所要額以内とします。 <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3,600 万円（うち運転資金 1,000 万円）以内かつ、所要額以内とします。 <p>【任意団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1,800 万円以内かつ、所要額以内とします。

借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 15年以内とします。(据置期間7年以内) ○ 運転資金の場合は、5年以内とします。(据置期間2年以内) ○ 他金融機関からのお借換の場合は、15年以内かつ、当初借入期間の残存期間以内とします(据置期間なし)。
借入利率	○ J A所定の利率とします(固定金利)。詳細については、J Aの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 証書借入とします。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元金均等返済(毎回、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)もしくは元利均等返済(毎回の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済・年1回返済・年2回(6か月周期)返済・年6回(2か月周期)返済・ボーナス併用返済方式(毎月返済に加え、ボーナス月に増額して返済する方法)のいずれかをご選択いただけます。 ○ 一部繰上返済を行う場合は、約定返済日に行えるものとし、返済額は任意とします。全額繰上返済は、任意の日に行えます。
担保	○ 広島県農業信用基金協会の保証審査の結果、必要に応じて担保を設定させていただきます。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ○ J Aが指定する保証機関(広島県農業信用基金協会)の保証をご利用いただけます。 ○ 連帯保証人に関しては、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、検討いたしますが、広島県農業信用基金協会の保証審査の結果によっては、次のとおり連帯保証人を求める場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> ①法人の場合：原則として代表者等経営に実質的に関与している役員の方。 ②任意団体の場合：原則として経営に実質的に関与している役員又は構成員の方。 ○ 法人・任意団体以外の場合でも、広島県農業信用基金協会の保証審査の結果によっては、連帯保証人を求める場合があります。
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一括前払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ①一括前払い お借入時に一括前払い保証料(年0.32%)をお支払いいただきます。 ②分割払い 約定返済日の元金返済にあわせ、分割払い保証料(年0.32%)をお支払いいただきます。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・融資実行手数料 無料 ・一部繰上返済手数料 最大 54,000円 ・全部繰上返済手数料 最大 54,000円 ・条件変更手数料 最大 5,400円
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)につきましては、J A本支店(所)にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処す

	<p>る態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、広島県農業協同組合中央会が設置・運営する広島県 J Aバンク相談所（電話：082-545-1601）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用することができます。ご利用にあたっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、広島県 J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>※各連絡先は最下部に掲載しております。</p>
その他	<p>○ お申込みに際しては、J Aおよび J Aが指定する保証機関（広島県農業信用基金協会）において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

お問い合わせ窓口	○詳しくは、お近くの J A窓口もしくは下記へお問い合わせください。					
	J A広島市	082-0120-850-114	J A芸南	0846-45-1241	J A広島北部	0826-42-0644
	J A 呉	0823-24-3132	J A広島ゆたか	0823-66-2011	J A三次	0824-63-9926
	J A安芸	082-822-5803	J A三原	0848-63-3455	J A庄原	0824-72-0382
	J A佐伯中央	0829-39-4939	J A尾道市	0848-23-3323		
	J A広島中央	082-422-2179	J A福山市	084-924-2372		

※苦情処理措置および紛争解決措置にかかる連絡先

● J Aバンク広島の各担当部署の連絡先

J A名	部署名	電話番号
広島市	金融管理部 融資管理課	082-831-5922
呉	信用部	0823-24-3132
安芸	融資審査健全課	082-822-6212
佐伯中央	リスク管理課	0829-30-1500
広島中央	金融共済管理部 融資管理課	082-423-5945
芸南	リスク管理室	0846-45-1240
広島ゆたか	リスク管理室	0823-66-2011
三原	金融共済部 融資審査課	0848-63-3436
尾道市	金融部	0848-23-3323
福山市	融資部	084-924-2372
広島北部	金融共済部 融資審査課	0826-42-0644
三次	金融共済部 融資課	0824-63-9924

庄原	金融共済部	0824-72-0382
広島信連	融資センター 融資推進課	082-248-9527

●弁護士会仲裁センター

弁護士会名	電話番号
広島弁護士会	082-225-1600